

調剤報酬点数表（平成26年4月1日施行）

《調剤技術料》

項目	算定単位、上限	点数、割合
調剤基本料	処方せん受付1回につき	41点 (妥結率50%以下の場合 31点)
※1. イ) 月平均4,000回超かつ集中度70%超の保険薬局 ロ) 月平均2,500回超かつ集中度90%超の保険薬局	処方せん受付1回につき	25点 (妥結率50%以下の場合 19点)
※2. 長期投薬の分割調剤時	1分割調剤につき（2回目以降の調剤時）	5点
※3. 後発医薬品の分割調剤時	1分割調剤につき（2回目の調剤時）	5点
基準調剤加算1		12点
基準調剤加算2		36点
後発医薬品調剤体制加算1	後発医薬品の調剤数量が55%以上の場合	18点
後発医薬品調剤体制加算2	後発医薬品の調剤数量が65%以上の場合	22点
調剤料		
内服薬	1剤につき、3剤まで	
14日分以下の場合		
1～7日目	1日分につき	5点
8～14日目	1日分につき	4点
15～21日分の場合		71点
22～30日分の場合		81点
31日分以上の場合		89点
屯服薬		21点
浸煎薬	1調剤につき、3調剤まで	190点
湯薬	1調剤につき、3調剤まで	
7日分以下の場合		190点
8～28日分の場合		190点
1～7日目		10点
8～28日目	1日分につき	400点
29日分以上の場合		
注射薬		26点
外用薬	1調剤につき、3調剤まで	10点
内服用滴剤	1調剤につき	10点
嚥下困難者用製剤加算 【内服薬のみ】		80点
一包化加算 【内服薬のみ】		
56日分以下の場合	7日分につき	32点
57日分以上の場合		290点
無菌製剤処理加算 【注射薬のみ】		
中心静脈栄養法用輸液（6歳以上、成人）	1日につき	65点
〃（6歳未満の乳幼児）	1日につき	130点
抗悪性腫瘍剤（6歳以上、成人）	1日につき	75点
〃（6歳未満の乳幼児）	1日につき	140点
麻薬（6歳以上、成人）	1日につき	65点
〃（6歳未満の乳幼児）	1日につき	130点
麻薬等加算		
麻薬	1調剤につき	70点
向精神薬	1調剤につき	8点
覚せい剤原料	1調剤につき	8点
毒薬	1調剤につき	8点
自家製剤加算（内服薬、屯服薬）		
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤（内服薬）	7日分につき	20点
錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤（屯服薬）	1調剤につき	90点
液剤	1調剤につき	45点
自家製剤加算（外用薬）		
錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	1調剤につき	90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤	1調剤につき	75点
液剤	1調剤につき	45点
計量混合調剤加算（内服薬、屯服薬、外用薬）		
液剤	1調剤につき	35点
散剤、顆粒剤	1調剤につき	45点
軟・硬膏剤	1調剤につき	80点
時間外等加算（時間外）	（調剤基本料＋調剤料＋施設基準関係加算）	100/100
〃（休日）	（調剤基本料＋調剤料＋施設基準関係加算）	140/100
〃（深夜）	（調剤基本料＋調剤料＋施設基準関係加算）	200/100
夜間・休日等加算	処方せん受付1回につき	40点
在宅患者調剤加算	処方せん受付1回につき	15点

《薬学管理料》

項目	算定単位、上限	点数または割合
薬剤服用歴管理指導料	処方せん受付1回につき	41点
※手帳による薬剤情報提供を行わない場合	処方せん受付1回につき	34点
麻薬管理指導加算		22点
重複投薬・相互作用防止加算（処方変更あり）		20点
〃（処方変更なし）		10点
特定薬剤管理指導加算		4点
乳幼児服薬指導加算		5点
長期投薬情報提供料		
長期投薬情報提供料1	情報提供1回につき	18点
長期投薬情報提供料2	服薬指導1回につき	28点
服薬情報等提供料	月1回に限り	15点
外来服薬支援料		185点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	月4回（末期の悪性腫瘍の患者等の場合は週2回かつ月8回）まで	
同一建物居住者以外	保険薬剤師1人につき1日5回まで	650点
同一建物居住者		300点
麻薬管理指導加算		100点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料	月4回まで	500点
麻薬管理指導加算		100点
在宅患者緊急時等共同指導料	月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		100点
退院時共同指導料	入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等の場合は入院中2回）まで	600点

《薬剤料》

項目	算定単位、上限	点数または割合
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	調剤料の所定単位につき	1点
〃（所定単位につき15円を超える場合）	調剤料の所定単位につき	10円又はその端数を増すごとに1点

《特定保険医療材料料》

項目	算定単位、上限	点数または割合
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数